

観光分野

地域未来投資促進法に基づく やまなし未来観光地づくり推進計画 のご案内

◆ 地域未来投資促進法 ◆

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「**地域経済を牽引する事業**」を実施する事業者に対し、様々な支援を行うものです。

対象事業

やまなし未来観光地づくり推進計画（第2期山梨県観光基本計画）に基づく事業計画
対象期間：令和6(2024)年4月1日～令和11(2029)年3月31日

承認要件

◆ 要件1 地域の特性を活用すること(①～②のいずれか)

- ① 世界遺産富士山、ユネスコエコパーク、世界農業遺産や日本農業遺産、日本遺産、温泉、スポーツ、史跡などの観光資源を活用した観光分野
- ② ぶどう・もも・すももなどのフルーツ、甲州ワイン、印傳・ジュエリー・織物などの伝統的地場産品などの特産物を活用した観光分野

◆ 要件2 高い付加価値を創出すること 付加価値増加分:4,117万円超

(計画最終年度の付加価値額が、計画前年度の付加価値額を4,117万円上回ることが必要)

◆ 要件3 経済的効果が見込まれること(①～③のいずれか)

- ① 売り上げ:5%増加
- ② 雇用者数:1%増加
- ③ 雇用者給与等支給額:3%増加



支援を受けるための手続き

地域経済牽引事業計画の実施期間中は、同一事業者が別の事業計画を申請することはできません。

ステップ1



県

事業者は「地域経済牽引事業計画」を作成し、県に申請



県による事業計画書の承認（承認書の交付）

※県の承認手続きに約1ヶ月の期間が必要です

ステップ2



国

事業者は先進性等に係る「確認申請書」を作成し、国に申請

※国への申請は約2箇月ごと（スケジュールの詳細は関東経産局HPに掲載）



国による先進性等の確認（確認書の交付）

税制支援を受ける場合に必要



先進性等の確認後、支援制度の適用が可能に

(支援制度の内容は裏面へ)

※ 県の承認前に取得(建物の場合は着工)した建物・設備等は各種支援措置の対象となりませんので申請時期にご注意ください。
※ 土地については、県の承認前の取得であっても、山梨県の基本計画同意日以降に取得したものであれば、課税免除が適用されます。ただし、取得から1年以内に建物等の建設の着工が必要です。

支援制度の内容

実際に支援を受ける場合は、申請者本人が支援を行う担当窓口に応募する必要があります。

■ 課税の特例（法人税・所得税）

※令和7年3月31日まで

先進的な事業^{※1}に必要な設備投資に対し、法人税等の負担が軽減されます。

区分	対象設備	特別償却	税額控除
国税	機械装置、器具備品	40%	4%
	上乗せ要件を満たす場合 ^{※2}	50%	5%
	建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ・対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
- ・税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
- ・対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
- ・地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。

■ 地方税の課税免除

※令和7年3月31日まで

先進的な事業^{※1}に必要な土地・家屋等の取得に対し、地方税の課税が免除されます。
(取得価額の合計が1億円(農林漁業関連業種は5,000万円)超に限る。)

税目	対象	支援措置
県税 不動産取得税	土地・家屋	課税免除 ^{※3}
市町村税 固定資産税	土地・家屋・構築物	課税免除(3年間) ^{※4}

※1【先進的な事業であることについて国の確認が必要】

- (1) 国が設置する評価委員会において、先進性が認められること（特定非常災害により被災した地域は除く）
- (2) 設備投資額が2,000万円以上であること
- (3) 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であること（連結会社は連結財務諸表における減価償却費を用いる）
- (4) 対象事業の売上高伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- (5) 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上であること

※2【上乗せ要件】次の要件（1）アまたはイと要件（2）を満たすこと

ただし、サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

- (1) ア 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
イ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上
- (2) 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※3【不動産取得税の課税免除】対象となる土地・家屋に要件があります。

※4【固定資産税の課税免除】各市町村で取り扱いが異なりますので、直接市町村へお問い合わせください。

■ その他の支援措置

金融による支援措置(日本政策金融公庫からの固定金利での融資等)なども受けられます。

お問い合わせ

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光文化・スポーツ総務課
TEL:055-223-1556 FAX:055-223-1574
[平日] 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分

地域未来投資促進法の
最新情報はこちら

経済産業省 地域未来投資促進法

検索

山梨県 観光 地域未来投資促進法

検索

